

修学上の合理的配慮の申請手順と提供までの流れ

初回面談から合理的配慮の提供まで、1か月ほどかかります。

1

初回
面談

アクセシビリティセンター(以下、AC)のコーディネーターやアクセシビリティ支援委員が、修学上でお困りになっていることをお聞きします。
合理的配慮の申請希望がある場合、手順の説明を行います。



2

合理的配慮の申請(根拠資料の提出含む)

3

申請
内容の
確認

アクセシビリティ支援委員とACが申請者のニーズを把握し、
修学環境を確認した上で、申請者の合理的配慮の申請内容について共に検討し
サポートします。



4

合理的
配慮内容
の決定

「障がいのある学生の修学上の合理的配慮検討会議」が開催されます。
会議において、申請者とACコーディネーターが作成した書類に基づき、
合理的配慮依頼書の内容が審議、決定されます。



5

合理的
配慮依
頼書の
配付

合理的
配慮の
提供

会議で合理的配慮依頼書について承認を得られたら、
以下の手順で合理的配慮が提供されます。

- ① 申請者は決定された合理的配慮依頼内容についての説明を受けます。
- ② 大学から、合理的配慮依頼書を授業担当教員に配付します。
*万が一、配付された合理的配慮依頼書に不服・異議がある場合、
申請者は合理的配慮検討会議に申し立てを行うことができます。
- ③ 支援者派遣が承認された場合は、アクセシビリティセンターより
学生サポートスタッフを派遣します。(ノートテイク等)
- ④ 支援機器の貸し出しがある場合、これを開始します。



6

フォロー
アップ

合理的配慮の内容が、申請者の大学生活において適切かどうかをフォローアップを行います。
また、合理的配慮内容の変更調整についても、必要に応じて検討をします。